四、㈱丸好に対する件

平成五年（排）第三号

排除命令

千葉県印旛郡本埜村大字将監三五〇番地
株式会社丸好
右代表者　代表取締役　小林三好

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　株式会社丸好は、今後、原材料にもちとうもろこしでん粉を混入した包装もちを販売する場合には、当該商品にもちとうもろこしでん粉が混入されていないものと一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

二　同社は、一般消費者の誤認を排除するために、同社が平成四年九月から製造販売している「きり餅」と称する包装もちの包装袋に「水稲もち米一〇〇％使用」等と表示しているが、実際には、当該商品にもちとうもろこしでん粉が混入されたものがある旨を、速やかに公示しなければならない。この表示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

三　同社は、前項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならな

い。

事　実

一　株式会社丸好（以下「丸好」という。）は、肩書地に本店を置き、包装もち等の製造販売業を営む事業者である。丸好は、「きり餅」と称する一キログラム入りの包装もちを平成三年一二月から製造し、卸売業者等を通じて、主に関東地域の一般消費者に販売している。

二　丸好は、平成四年九月から製造した前記商品の包装袋（別添写し）に「水稲もち米一〇〇％使用」、「原材料名　水稲もち米」及び「水稲もち米だけを主原料とした『ねばり』、『風味』ともすぐれたお餅です」と記載し、あたかも、当該商品がもち米のみを原材料として製造されたもちであるかのように表示している。

三　しかるに、前記商品の中には、もちとうもろこしでん粉（もちとうもろこしを原材料としたでん粉をいう。）が混入されているものがあり、これは、もち米のみを原材料として製造されたものではない。

法令の適用

前記事実によれば、丸好は、前記商品の品質について、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって、かかる行為は、不当景品類及び不当表示防止法第四条第一号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成五年二月二五日

公正取引委員会

委員長　小粥正巳

委員　宇佐美道一郎

委員　賀藤謙之親

委員　佐野景邦

委員　股木三郎

委員　植田良平

別添写し

（裏）



水稲もち米100%使用

きり餅

おいしい召し上り方

●のり巻



●あべかわ



品　名	生　き　り　餅
原材料名	水稲もち米、グリシン、pH調整剤
製造年月日	枠外下部に記載
保存方法	冷蔵庫又は冷暗所
内　容　量	1 kg
製　造　者	株式会社　丸　舒 千葉県印旛郡本埜村笠神新耕350

※お客様へ

この商品には、食品のおいしさを守るため脱酸素材を封入しております。脱酸素材は安全な素材でできておりますが食べものではありません。また商品の袋を開けるとしばらくの間熱くなることがありますが、温度はすぐ下ります。そのままお捨て下さい。

この切り餅はクリーンルームにて製造工程の無菌化をはかりさらに低温製造しており ます。又、水稲もち米だけを主原料とした「ねばり」、「風味」ともすぐれたお餅です。ぜひご賞味下さい。

●おぞうに



●カうどん



※「おぞうに」や「カうどん」等には切り餅を焼いてから入れると一層おいしく召し上がれます。
他に納豆もち・すきやき・おしるこ・洋風もち（きり餅にチーズをのせて電子レンジ等で調理して出来上がり）などもおためし下さい。

4 979062 000333

※工場出荷の際は、品質・包装に万全を期しておりますが、万一変質品がありました場合は、お手数でも現品をお送り下さい。郵送料は当社負担で、おとりかえさせていただきます。

（表）

水稲もち米100%使用

きり餅

自然食品

1 kg

